

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(法人番号8010405006889)の役員報酬・給与等について(令和7年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人における役員俸給月額については、「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和25年法律第95号)(以下「一般職給与法」という。)の指定職の俸給に準じて設定した上限額の範囲内において、理事長が定めることになっている。

また、賞与についても、職務実績に応じ、増額又は減額することができることになっている。

当法人の長の報酬については、その職責を踏まえ、国の指定職俸給表(7号俸)の範囲内としつつ、その者の経験等を考慮して決定している。

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

賞与については、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構役員報酬規程(平成19年10月1日規程第6号)(以下「役員報酬規程」という。)に基づき、理事長は、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

法人の長

理事

理事(非常勤)

監事

役員(非常勤監事を除く。)の報酬は、俸給、特別調整手当、業務調整手当、通勤手当、在宅勤務手当及び賞与で構成されている。月額については、役員報酬規程に則り、俸給月額に特別調整手当の月額(俸給月額に100分の20を乗じて得た額)を加算して算出している。

賞与の額については、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員の受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎として、一般職給与法第19条の4及び第19条の7の規定に準じて算定した額を支給する。

令和7年度は、業務調整手当を新設したほか、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」(令和7年法律第89号)により、俸給月額(令和7年4月1日に遡り、各上限額を20,000円～31,000円引き上げ)及び年末賞与(0.05か月分の引き上げ)の改定を実施している。

(俸給月額)

・理事長	1,153,000円以内で理事長が別に定める額
・理事	852,000円以内で理事長が別に定める額
・監事	794,000円以内で理事長が別に定める額

監事(非常勤)

非常勤監事の報酬は、非常勤役員手当のみであり、勤務1日につき、35,700円以内で理事長が別に定める額としている。

2 役員報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	24,187	13,836	6,820	2,767 (特別調整手当) 622 (業務調整手当) 142 (通勤手当)			
A理事	8,478	4,764	2,382	953 (特別調整手当) 311 (業務調整手当) 68 (通勤手当)	10月1日		◇
B理事	17,040	9,528	4,696	1,905 (特別調整手当) 622 (業務調整手当) 289 (通勤手当)			◇
C理事	8,382	4,764	2,314	953 (特別調整手当) 311 (業務調整手当) 40 (通勤手当)		9月30日	◇
A監事	15,652	8,832	4,354	1,766 (特別調整手当) 622 (業務調整手当) 78 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	2,071	2,071		()			

注1:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注2:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているもの。

3 役員報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

当法人の使命は、郵政民営化に伴い日本郵政公社から承継された郵便貯金及び簡易生命保険の契約を適切かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行することにより、郵政民営化に資するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与することにある。

そうした組織にあつて、当法人の長には、そのミッションとして、当法人の基本的な運営方針を立案し、総務大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき、法人全体の運営管理業務を総理することが求められる。

そのような条件を満たす人材を登用するためには、当法人と類似する他機関と同程度の待遇をする必要があるが、これら他機関の長の平均報酬(23.2百万円)と比較し、検証した結果、当法人の長の報酬水準は妥当であると考えている。

また、当法人の長の報酬水準は、その職責を踏まえ、国の指定職俸給表(7号俸)の範囲内としつつ、その者の経験等を考慮して決定していることから、政府の方針にも合致しており、妥当であると考えている。

理事

当法人の理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を掌理することが求められている。

上記のような人材を登用するためには、当法人と類似する他機関と同程度の待遇をする必要があるが、これら他機関の理事等の平均報酬(17.2百万円)と比較し、検証した結果、当法人の理事の報酬水準は妥当であると考えている。

また、当法人の理事の報酬については、その職責を踏まえ、国の指定職俸給表(3号俸)の範囲内としつつ、その者の経験等を考慮して決定していることから、当法人の理事の報酬水準は政府の方針に合致しており、妥当であると考えている。

監事

当法人の監事は、そのミッションとして、独立行政法人通則法等の関係法令に基づき、法人の業務全般の監査を行い、その結果を踏まえ、必要があると認められるときは、理事長又は総務大臣に意見を提出することが求められる。

上記のような人材を登用するためには、当法人と類似する他機関と同程度の待遇をする必要があるが、これら他機関の監事等の平均報酬(15.9百万円)と比較し、検証した結果、当法人の監事の報酬水準は妥当であると考えている。

また、当法人の監事の報酬については、その職責を踏まえ、国の指定職俸給表(2号俸)の範囲内としつつ、その者の経験等を考慮して決定していることから、当法人の監事の報酬水準は政府の方針に合致しており、妥当であると考えている。

監事(非常勤)

当法人の監事(非常勤)は、そのミッションとして、独立行政法人通則法等の関係法令に基づき、法人の業務全般の監査を行い、その結果を踏まえ、必要があると認められるときは、理事長又は総務大臣に意見を提出することが求められる。

当法人の監事(非常勤)の報酬については、その職責を踏まえ、国の非常勤職員の給与(35,700円)の範囲内としつつ、その者の経験等を考慮して決定していることから、当法人の監事(非常勤)の報酬水準は政府の方針に合致しており、妥当であると考えている。

【主務大臣の検証結果】

（ 役員の報酬については、その職責を踏まえた国家公務員の給与の範囲内であり、当該法人と類似する他機関の平均報酬との比較を考慮しても、法人の報酬水準は妥当であると考えられる。 ）

4 役員の退職手当の支給状況(令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事	該当者なし					
監事A	該当者なし					
監事B (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
監事A	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

（ 当法人の役員(非常勤監事を除く。)に係る賞与の額において、理事長は、その者の職務実績に応じて、これを増額し、又は減額することができる。
また、退職手当の額は、在職期間1月につき、退職し、又は解任された日におけるその者の俸給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額を基準とし、これに総務大臣が0.0から2.0の範囲内で業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額としている。 ）

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

中期計画において、当法人の職員の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた職員給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むこととしている。

令和7年度の年度計画においては、年齢・地域・学歴勘案の対国家公務員指数を100以下に維持することを目標として設定した。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の発揮した能率又は職員の勤務成績については、理事長が人事評価を実施し、評定に基づき、勤務成績の優良な職員に対しては、昇給の加算及び賞与の支給額の基礎となる成績率の加算をすることにより、給与へ反映する。

俸給については、勤務成績が「優良」又は「特に優良」である職員に対して昇給の加算を行う。

また、賞与のうち勤勉手当(査定分)については、勤務成績が「優良」又は「特に優良」である職員に対しては、成績率につき、100分の20又は100分の30を加算する。

③ 給与制度の内容

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構職員給与規程(平成19年10月1日規程第7号)に則り、職員の給与は、基本給及び諸手当(扶養手当、通勤手当、在宅勤務手当、住居手当、調整手当、管理職手当、超過勤務手当、祝日給、夜勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び賞与)としている。

また、賞与について、職員の評価時期を年2回として、夏期・年末それぞれの手当に反映することとしている。

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

令和7年度は、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」(令和7年法律第89号)による給与改定を踏まえ、基本給表(令和7年4月1日に遡り、基本給月額平均3.3%引き上げ)及び年末賞与(0.05か月分の引き上げ)の改定等を実施している。

2 職員給与の支給状況等

① 常勤職員の数

全常勤職員(令和8年4月1日時点):41人

注:常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員(対象常勤職員):21人

② 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当等		
常勤職員	21人	47.7歳	千円 8,736	千円 6,227	千円 168	千円 2,509
事務・技術	21人	47.7歳	千円 8,736	千円 6,227	千円 168	千円 2,509

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員、再雇用職員及び非常勤職員を除く。

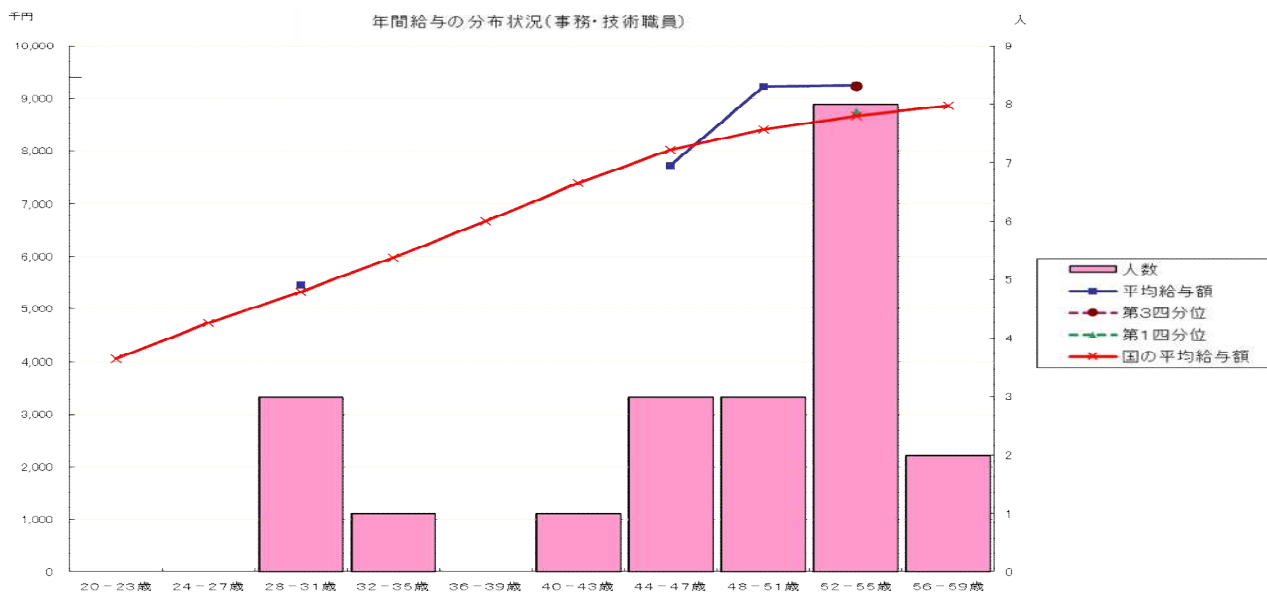
注2:該当のない職員区分(在外職員、任期付職員及び再雇用職員)並びに区分中の職種の欄は省略している。

注3:非常勤職員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「区分」欄を除き記載していない。

注4:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額。

注5:「通勤手当等」は、通勤手当と在宅勤務等手当の合算。

③ 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔非常勤職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:②の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:該当者が4人以下の年齢階層については、第1・第3分位折れ線は表示していない。

注3:該当者が2人以下の年齢階層については、平均給与額折れ線は表示していない。

④ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
・本部部長	2	—	—	—
・本部課長	3	55.2	10,537	—
・本部係長	8	50.6	8,561	9,248 ～ 7,961
・本部主任	7	42.5	7,108	9,022 ～ 5,514
・本部係員	1	—	—	—

注1:本部課長については、該当者が4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額は平均のみを記載している。

注2:本部部長及び本部係員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外は記載していない。

⑤ 賞与(令和7年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏期(6月)	冬期(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 44.4	% 45.9	% 45.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 55.6	% 54.1	% 54.8
	最高～最低	% 58.0 ～54.1	% 54.3 ～53.7	% 56.2 ～54.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 52.9	% 52.9	% 52.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 47.1	% 47.1	% 47.1
	最高～最低	% 50.0 ～44.4	% 50.0 ～44.5	% 50.0 ～44.5

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 108.6 ・年齢・地域勘案 94.3 ・年齢・学歴勘案 105.3 ・年齢・地域・学歴勘案 91.6
国に比べて給与水準が高くなっている理由	<p>当法人の給与水準は、対国家公務員(行政職(一))指数が108.6となっている。これは、在勤地域が東京都特別区(港区)1か所のみである当法人と地域手当未支給地を含む全国の平均で算出された国家公務員とで比較された指数となっているためである。</p> <p>当法人と同じ地域(東京都特別区)に勤務する国家公務員に限定して比較した指数である「年齢・地域勘案指数」及び「年齢・地域・学歴勘案指数」は、それぞれ94.3及び91.6となっている。</p>
給与水準の妥当性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 0%】 【累積欠損額 0円(令和6年度決算)】 【管理職の割合 26.8%(常勤職員数41名中11名)】 【大学卒以上の割合 87.8%(常勤職員数41名中36名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 0.019%】 (支出総額 2,544,343,441千円、 給与・報酬等支給総額 474,425千円:支出総額は令和6年度決算)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 当法人は、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の一部を株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に委託しており、委託業務の適正な遂行を確保するために、これらの委託先等との間で調整、協議、折衝、指導等を行っている。また、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金の交付及び拠出金の徴収業務の準備にあたっては、日本郵便株式会社並びに株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険との間で調整、協議、折衝等を行っている。これらの調整等は多岐にわたる上、一定の権限等を有する職員が対応する必要があること等から、各部、各課等に管理職を配置しているものである。また、そのような対応ができる人材を確保してきた結果として、大学卒以上の高学歴者の割合が87.8%となっているものである。人件費については、年度計画において、国家公務員の給与水準も十分考慮しつつ、適正な水準(対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)100以下)を維持するため手当を含めた役職員給与等の適切性を厳しく検証し、必要に応じて適正化を図ることとしているが、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は100以下の水準を維持している。これらのことから、当法人の給与水準は、適正なものであると考えている。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 年齢勘案、年齢・学歴勘案の対国家公務員指数が100を超過しているが、年齢・地域勘案及び年齢・地域・学歴勘案の対国家公務員指数は100以下である。所在地が東京であることを考慮すると適正な水準と言える。</p>
講ずる措置	<p>当法人の給与水準は、年齢・地域・学歴勘案の対国家公務員指数が、91.6となっている。</p> <p>引き続き年齢・地域・学歴勘案の対国家公務員指数を100以下とすることを目標に、国家公務員の給与改定が行われる場合にはこれに時期及び水準を合わせて給与改定を行うこと等により、適正な給与水準の維持に努めていくこととする。</p>

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

○22歳(大卒初任給)

月額 271,780円 年間給与 4,087,571円

○35歳(主任)

月額 372,670円 年間給与 6,291,598円

○50歳(課長)

月額 529,530円 年間給与 8,942,172円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,000円、子1人につき6,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業績給については、下記の仕組みを導入している。

- 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績については、理事長が人事評価を実施し、評価に基づき、勤務成績の優良な職員に対しては、昇給の加算及び賞与の支給額の基礎となる成績率の加算をすることにより、給与へ反映する。
- 俸給については、勤務成績が「優良」又は「特に優良」である職員に対して昇給の加算を行う。
- 賞与のうち勤勉手当(査定分)については、勤務成績が「優良」又は「特に優良」である職員に対しては、成績率につき、100分の20又は100分の30を加算する。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 399,839	千円 419,205	千円 424,735	千円 448,184
退職手当支給額 (B)	千円 7,644	千円 0	千円 0	千円 0
非常勤役職員等給与 (C)	千円 22,839	千円 20,202	千円 19,445	千円 26,463
福利厚生費 (D)	千円 67,516	千円 71,527	千円 72,573	千円 74,421
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 497,838	千円 510,934	千円 516,753	千円 549,068

注：給与、報酬等支給総額が、財務諸表の附属明細書「役員及び職員の給与明細」の数字と一致しないが、財務諸表については、賞与の基準期間の途中に人事異動（出向又は出向復帰）があったため、期間に応じて出向元が負担する負担金と当法人で支払った額の相殺等をしているためである。

総人件費について参考となる事項

- 「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」等についての増減要因
 - ・「給与、報酬等支給総額」
令和7年度は、役員の業務調整手当を新設したほか、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（令和7年法律第89号）による給与改定を踏まえ、役員の俸給月額（令和7年4月1日に遡り、各上限額を20,000円～31,000円引上げ）、職員の基本給表（令和7年4月1日に遡り、基本給月額平均3.3%引上げ）及び年末賞与（役員は0.05か月分・職員は0.05か月分の引上げ）の改定等の要因により5.5%増加した。
 - ・「退職手当支給額」
退職手当の支給はなかった。
 - ・「非常勤役職員等給与」
非常勤職員を増員したことから、非常勤役職員等給与は36.1%増加した。
 - ・「福利厚生費」
介護掛金・負担金率の引上げ及び給与、報酬等支給総額の増加による共済組合事業主負担額等の増加に伴い、福利厚生費は2.5%増加した。
 - ・「最広義人件費」
上記の理由等により、最広義人件費は6.3%増加した。

Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

- ・ 「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第61号）による定年年齢の段階的引上げを踏まえて定年年齢を引き上げ、令和7年度及び令和8年度における職員の定年年齢は満62歳としている。
- ・ 役職定年制に関する規定はない。
- ・ 60歳に達した職員の基本給の月額、60歳に達した日後における最初の4月1日以後、適用される基本給表の職務の級及び号俸に応じた基本給の月額に100分の70を乗じて得た額としている。また、管理職手当及び管理職員特別勤務手当については、それぞれの支給区分等に応じた額に100分の70を乗じて得た額としている。

Ⅴ その他

特になし。